

岩手県監査委員告示第21号

監査結果の公表（平成30年岩手県監査委員告示第1号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月30日

岩手県監査委員 小野 共
岩手県監査委員 千葉 伝
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 岩手県農業研究センター
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成29年9月28日
 - (2) 本監査実施日 平成29年11月15日
- 3 監査結果の公表の日 平成30年1月12日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>生産物売払い収入の徴収に当たり、債権確定後著しく遅れて調定しているものが2件、5,757,694円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、前年度の監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。</p>	<p>今後は、前年度作成した「原種等在庫一覧表」に加え、担当以外の者が作成した「原種等生産物調定チェック表」を併せて回覧し、在庫確認や調定の状況を同時に確認することにより再発防止に努めることとした。</p>